

# 地方創生臨時交付金の残額で4つの事業を実施

年度末を迎え、予算執行において使い残しがはつきりしてくる時期です。予算の使い残しは、原則、市の財政に戻すこととなりますが、類似の事業の不足分に流用することも認められています。

## 地方創生臨時交付金とは

いま焦点となっているのは、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」です。これは国の補助金で、新型コロナウイルスに対する感染防止に資するもの、感染拡大によって疲弊した市民生活の支援などに活用できます。



例えば、子どもたちが学校で使うタブレットの購入にも、コロナで減

収した観光業やバス・タクシー業者の支援にも、市民への商品券配布にも、物価高騰対策としての給食費の無償化などにも使いました。きわめて「自由度の高い」補助金です。

予算で組んだ金額より少ない額で事業が終了した場合、国に残額を返還するのが原則ですが、自由度を生かして、別の新型コロナウイルス対策・物価高騰対策にも使えます。

## 釧路市の対応は・・・

そこで釧路市は、全庁的な使い残し分を洗い出し、新たに4つの緊急事業に取り組むことにしました。残額の使用ですから決して大きな規模の事業ではありませんが、効果に期待したいと思います。



### ①化学肥料購入農業者支援事業

(農家の化学肥料購入について1t当たり3,125円補助する。)

### ②水産業等事業継続支援金

(漁協・市場・水産加工業者の大型冷凍庫の電気代助成)

### ③高齢者施設等感染拡大防止事業

(高齢者施設職員に対する抗原検査キットの配布)

### ④路線バス混雑解消情報提供システム等購入補助金

(バス事業者の混雑情報・利用促進などに資するシステム導入に対する補助)

